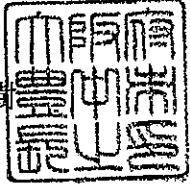




豊総職第 443 号
令和 4 年 (2022 年) 9 月 21 日

豊中市職員労働組合
執行委員長 林辻 照美 様

豊中市長 長 内 繁 様



休暇制度に関する事項について (申入れ)

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

さて、仕事と家庭の両立支援については、これまで時差出勤、男性職員の育児休業取得の促進、イクボス宣言等の取組を進めてきたところです。

こうした取組をさらに推進するため、子の小学校入学前に取得できる部分休業に加え、小学校入学後においても養育することを目的とした休暇制度を導入したいと考えています。

職員の勤務労働条件については、これまで「労使協議」を基本に対応してきましたが、上記の趣旨で下記のとおり協議を申し入れますので、早期の解決に向けてご理解とご協力をお願いします。

記

1 休暇制度の見直しについて

以上

休暇制度の見直しについて（案）

1 （仮称）子育て部分休暇の設定について

（1）取得期間

- ・子が小学校入学から6年生まで
- ・1日30分単位で最大2時間まで

（2）対象職員

- ・常勤職員および非常勤職員のうち子を養育している職員
※非常勤職員については、部分休業を取得できる職員が対象

（3）給与

- ・無給

2 スケジュール

令和4年12月議会へ上程予定